

## 公 告

次のとおり、都市公園における自動販売機設置に係る設置事業者を募集します。

令和4年11月22日

豊橋市長 浅井 由崇

### 1 物件

- (1) 件 名 都市公園内における自動販売機設置に係る募集
- (2) 募集物件

所在地：下表のとおり

グループ	販売品目	設置台数	面積※
D	飲料水	4台	1台につき1.5㎡

※面積には、回収ボックスの設置面積は含みません。また、自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

### 2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集告知の日から都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可（以下「許可」という。）までの間、豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 募集告知の日から許可までの間、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 募集告知の日から過去3か年以内に、事業として自ら管理・運営する清涼飲料水等（タバコ、酒類を除く）の自動販売機を設置した実績があること。
- (6) 次に掲げる国税、愛知県税及び豊橋市税が未納でないこと。

(国税)

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

(愛知県税)

法人の場合：法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の場合：個人事業税、自動車税

(豊橋市税)

豊橋市市税条例（昭和25年条例第25条）に規定する市税

豊橋市国民健康保険税条例（昭和33年条例第10号）に規定する国民健康保険税

### 3 募集要項を示す場所及び日時

#### (1) 場所

豊橋市役所 都市計画部 公園緑地課

#### (2) 日時

令和4年11月22日（火）から令和4年11月30日（水）までの午前8時30分  
から午後5時15分まで

### 4 募集参加申込みの受付の場所及び日時

#### (1) 場所

豊橋市役所 都市計画部 公園緑地課

#### (2) 日時

令和4年11月24日（木）から令和4年11月30日（水）までの午前8時30分  
から午後5時15分まで

### 5 提案書の審査の場所及び日時

#### (1) 場所

豊橋市役所 東館9階 都市計画部会議室

#### (2) 日時

令和4年12月8日（木）13時

#### (3) 提案書の提出期限

令和4年12月8日（木）12時 必着

① 提案書用封筒に厳封のうえ郵送又は持参にて提出してください。

※郵便の場合は「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」

※信書便の場合は書留郵便に準ずるもの

（信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同法同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供するもの）

② 郵送の宛先又は持参先

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 都市計画部 公園緑地課

6 応募補償金

なし

7 提案の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する提案は、無効とする。

ア 豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第39条第1号から第7号に該当する提案

イ 応募申込書を提出していない者のした提案

ウ 提案書の金額を訂正したもの

エ 虚偽の事実を記載した者のした提案

オ 担当職員の指示に従わなかった者の提案

8 その他

本件の詳細については、「募集要項」を確認の上、提案すること。

9 問い合わせ先

豊橋市役所 都市計画部 公園緑地課 担当：井土

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話（0532）51-2650

FAX（0532）56-1230